

「中野区における物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する
条例に盛り込むべき主要内容について（素案）」に係る意見交換会の
結果及び条例に盛り込むべき主な項目（案）等について

「中野区における物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例に盛り込むべき
主要内容について（素案）」に係る意見交換会を開催し、条例に盛り込むべき主な項目（案）
等について、下記のとおり取りまとめたので報告する。

記

1 意見交換会の結果

(1) 区民との意見交換会

	開催日時	会場	参加人数 (人)
1	平成28年12月20日(火)夜間	中野区保健所	3
2	〃 12月21日(水)夜間	野方区民活動センター	3
3	〃 12月22日(木)夜間	南中野区民活動センター	1
4	〃 12月23日(金・祝)午後	中野区保健所	12
合計			19

(2) 中野区町会連合会からの意見聴取

ア 役員会・・・・・・・・平成28年12月1日(木)

イ 常任理事会・・・・・・・・平成28年12月13日(火)

(3) 中野区民生児童委員協議会からの意見聴取

ア 会長協議会事前打合せ・・平成29年1月12日(木)

イ 会長協議会・・・・・・・・平成29年1月16日(月)

(4) 意見交換会における意見等の概要

別紙1のとおり

2 条例に盛り込むべき主な項目(案)

(1) 条例の目的について

(2) 条例の対象について

(3) 責務について

(4) 区による調査等について

(5) 立入調査等について

(6) 調査結果の外部提供について

(7) 指導及び勧告について

(8) 命令について

- (9) 代執行について
- (10) 緊急安全措置について
- (11) 代執行にかかる費用の減額免除について
- (12) 審査会について
- (13) 罰則（過料）について

※主な項目(案)の考え方は、別紙2のとおり

3 パブリック・コメント手続

条例に盛り込むべき主な内容(案)を決定するに当たり、パブリック・コメント手続を行う。

- (1) 実施時期（予定）
平成29年3月21日（火）～平成29年4月10日（月）
- (2) 公表場所
中野区保健所（生活環境分野）、区民活動センター、区政資料センター
なお、区報（3月20日号）・ホームページにより区民への周知を行う。

4 今後の予定

- 平成29年第2回定例会
- ・パブリック・コメントの実施結果報告
 - ・議案を提案

「中野区における物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例に盛り込むべき主な内容について（素案）」に係る意見交換会における意見等の概要

1 区民との意見交換会における主な意見等

(1) 条例制定の趣旨等に関するもの

No.	意見・質問	回答
1	中野に「ごみ屋敷」は何か所あるのか。また、内容・程度について伺う。	10月末現在、継続して区のいずれかの部署が関わっている案件は7か所であり、物品の蓄積がほとんどである。その程度は様々である。

(2) 対象に関するもの

No.	意見・質問	回答
1	害虫や植栽の繁茂についても条例対象とするのは賛成である。	ご意見としてお聞きする。
2	不適切な餌やりを条例の対象に盛り込んだのはどうしてなのか。	私有地でのカラスや鳩等へのエサやりにより、近隣に不衛生な状態をもたらしている場合なども不良な生活環境となることから、本条例の対象としたものである。
3	「不適切な餌やり」と見なされる範囲が広すぎる。近隣から苦情が出れば、不適切になるのか。「不適切」の基準をお伺いしたい。	臭気や害虫が発生するなど周辺の衛生環境を著しく阻害している場合を想定しているが、具体的な基準については別途定めていくこととしている。
4	動物の多頭飼育崩壊（多数の動物を適切な状態で飼育し切れなくなること）の問題が起こった場合は、この条例ではなく動物愛護管理法で対応するという事で良いか。	犬や猫などを多頭飼った結果、餌の不足や不衛生な状態での飼養、病気の放置など、適正な管理ができず虐待にあたると認められる場合は、動物愛護管理法に基づき規制していく。ただし、その臭気等で近隣の生活環境を害している場合など、本条例を適用する場合もある。
5	この条例を根拠として、野良猫も、ボランティアの見守る「地域猫」への餌やりも、区別せず苦情を言うてくる人もいると思う。地域猫活動を区としてどのように捉えているか。このような誤解を解くつもりはあるか。	「地域猫活動」は、飼い主のいない猫を地域の方が不妊・去勢手術を行い、適切な餌やり・排せつの管理をしつつ、これ以上猫が増えないよう見守っていく活動ととらえている。地域猫活動は区も推進しているので、地域で誤解が生じないように十分説明していく。

No.	意見・質問	回答
6	他人の私道上にごみを放置した場合は条例の対象となるか。	第一義的には廃棄物の不法投棄の問題であるが、発生者が自らの私有地へ物品を堆積させたことが原因である事例もあり、その場合などは本条例の対象となる。
7	分譲マンションの一室でごみが堆積しており、そのせいで害虫が発生して近隣の部屋にも被害が及んだ。この場合はどうなるか。	マンションなど同一建物内の居住者間の問題は、原則として管理組合、大家が居住者が良好な生活環境を確保するという管理上の問題となるが、衛生環境等の状況によっては、本条例の規定による対応を行う場合もある。

(3) 区の責務に関するもの

No.	意見・質問	回答
1	不良な生活環境が身近にあった場合については、どこに申し入れたらいいのか。	環境部生活環境分野が主たる窓口になる。
2	ごみ屋敷は高齢者を見守る民生委員とも連携して情報共有し、見守ることから改善が始まると思う。福祉とタイアップして指導していくなど、根本から考えていかないと改善していかない。	庁内連携を密にしていきたい。また、町会・自治会や、民生・児童委員の会議でも、ごみ屋敷対策についての情報提供を行っており、今後とも連携を図っていく。
3	ごみを溜めたり、ペットを不適切に飼ったりというのは心の病気だと思う。孤独感など心の本質を医学的にわからないと解決しないのではないか。	疾病による場合もあると想定している。福祉や医療を含めた対策が必要であり、関連分野・関連機関等と連携して進めていく。

(4) 命令・代執行に関するもの

No.	意見・質問	回答
1	指導・勧告のあとの命令、代執行まで、どのくらいの期間を想定しているか。	「ごみ屋敷」の状態や規模は様々である。発生者に措置してもらうのに一定の時間を取らなくてはならないため、ケースバイケースである。
2	土地の所有者が精神の病気等の場合には、代執行の費用が免除されるのか。	ここでいう「減額・免除」については、代執行を実施した後に、その費用の負担が発生者の生活再建に支障を及ぼすかどうかにより、判断するものである。

(5) 審査会に関するもの

No.	意見・質問	回答
1	審査会の委員は具体的にどのような方々を想定しているのか。	行政法や公衆衛生学の専門研究者、医師、弁護士などを想定している。

(6) 罰則等に関するもの

No.	意見・質問	回答
1	一人暮らしで、親族もおらず、判断能力もない人が罰則対象になった場合でも、氏名の公表などをするのか。	発生者の精神的な状態等を十分見定めて判断していく。

2 中野区町会連合会からの意見等

特に無し

3 中野区民生児童委員協議会からの意見等

区の責務に関するもの

No.	意見・質問	回答
1	生活環境分野で担当し代執行等を行うとしても、地域での見守りや福祉活動の中でこそ案件が発見できたり、本質的な解決策が見えてくる。窓口を狭く限定しないで、庁内で連携を取り合ってほしい。	再発防止や発生者本人の生活再建について、幅広く庁内連携を図ることとしている。

中野区における物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例に盛り込むべき主な項目と考え方（案）

1 条例の目的について

私有地における物品の蓄積等に起因する「近隣の不良な生活環境」を解消することにより、区民の安全で衛生的かつ快適な生活環境を確保することを、条例の目的とします。

《考え方》

私有地における物品の蓄積などの影響によって、近隣の生活環境が不良な状態となる状況を予防・解消し、区民の安全で衛生的かつ快適な生活環境を確保することを、この条例の目的とします。

2 条例の対象について

条例の対象となる行為・状態は、物品の蓄積、工作物等の放置、植栽の繁茂、動物への衛生的に問題のある給餌等などにより、近隣への生活環境上の支障や不安を及ぼしている家屋や敷地、私道などの私有地です。

また、これらの支障を発生させている者（以下「発生者」という。）を、指導や措置命令等の対象とします。

《考え方》

他の法令によって規制が及ばない行為・状態をこの条例の対象とし、他の法令で規制可能な場合は、他の法令での規制を優先します。

(1) この条例が対象とする行為、状態について

- 「物品」については、蓄積されていることによって近隣の生活環境を著しく損なう状態になっているのであれば、それが「廃棄物」であるかどうかを問いません。
- 「工作物等」については、建築基準法の規制を受けない「土地に定着していない仮設構造物」や、「屋外に設置された機械設備」などが含まれます。
- 「給餌」については、私有地（私道を含む）において、悪臭や不衛生な状態をもたらす給餌を対象とします。なお、愛護動物の飼養等において、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が適用される場合は、同法による規制が優先されます。
- 人が居住し、または使用している建築物や工作物等、またそれらの敷地と、私道及びあき地（敷地内に家屋が存しない土地）を対象とします。

空家については「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家特措法）にもとづく「特定空家等」（※）に該当し、同法で対応可能なため、空家特措法での規制が優先されます。

また、あき地であっても、雑草やかん木（概ね高さ2メートル未満の木）が繁茂している場合などについては、「中野区あき地の管理の適正化に関する条例（以下、「あき地管理条例」という。）」により対応します。

※【空家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）】

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において『特定空家等』とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(2) 「発生者」について

- 「近隣の不良な生活環境」をもたらしている原因が法人による事業活動等である場合は、当該法人が発生者となります。

3 責務について

不良な生活環境の予防や解消に関する、区民、私有地や建築物等の所有者等及び区の責務を明らかにします。

《考え方》

(1) 区民の責務

良好な生活環境の維持保全を、区民の一般的な努力義務とします。

(2) 所有者等の責務

土地や建築物等の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、その土地や建築物等の生活環境を良好に保全する義務があることを明確に規定します。

土地や建築物等を借用している者が不良な生活環境を発生させた場合は、所有者が発生者に対して、良好な状態への回復を求めるとともに、区による発生者への指導等に協力しながら、連携してその解消に取り組むものとします。

(3) 区の責務

区は不良な生活環境の解消や未然防止のため、必要な対策を講ずるものとします。

発生者が抱える生活上の課題等の解決が必要であると認められる場合は、介護・福祉など区が行う他の事務と連携し、一体的に取り組むものとします。

また、警察、消防、福祉等の関係機関や地域住民とも連携し、対策を講ずるもの
とします。

4 区による調査等について

不良な生活環境の解消に必要な範囲に限り、区が、その私有地について調査すること
や、所有者や関係者、関係機関等から報告を求めること、さらに区が保持している個人
情報を利用できることとします。

《考え方》

- (1) 物品の蓄積等の状態や、土地や家屋の所有関係や管理状況、その他必要な事項に
ついて、区が調査をすることができるとともに、当該私有地の所有者等に対して、
報告を求めることができることとします。
- (2) 不良な生活環境の解消には発生者の親族等との連携や、保健福祉サービスの利用
状況等の確認が必要になる場合があります。このため、関係機関等に対して必要な
情報について報告を求めることができる規定を設けます。
- (3) 区が他の目的のために収集し保持している個人情報を、本調査のため利用できる
こととします。

5 立入調査等について

区は、職員による立入調査のほか、関係者への質問することができることとします。
また、これらの調査・質問に協力しない者に対し、氏名等の公表ができることとします。

《考え方》

立入調査等は、不良な生活環境の解消に必要な範囲に限られます。また、発生者が正
当な理由なく立入りを拒否した場合、氏名等を公表し、また、悪質な場合は過料を科す
ことができることとします。

6 調査結果の外部提供について

不良な生活環境を解消するため、必要な範囲内で関係機関等に対し、区による調査結
果を提供できることとします。

《考え方》

関係機関等と連携して解決を図るため、当該関係機関等に対する区による調査結果
等の提供を可能とする規定を設けます。警察や消防のほか、再発防止のための効果的
方策を検討するため医療や福祉関係等を想定します。

7 指導及び勧告について

調査等をふまえ、区は発生者に対して、不良な生活環境の改善に向けた指導ができることとします。

また、この指導に従わない場合、区は発生者に対して、不良な生活環境を解消するよう、文書による勧告ができることとします。

勧告にあたっては、審査会（後述）の意見を聴くものとします。

《考え方》

不良な生活環境の原因と発生者が特定できた場合、区は発生者に対し、物品の適切な保管や廃棄その他不良な生活環境の解消について指導・勧告できることとします。

指導を行ってもなお不良な生活環境が解消しない場合は、区は発生者に対し、定めた期限までに改善するよう、文書により勧告することができることとします。

区は勧告を行う前に、学識経験者から構成される審査会から意見を聴くものとします。

8 命令について

発生者が正当な理由なく勧告に従わない場合、区は発生者に対して、不良な生活の解消に必要な措置を行うよう、命令できることとします。

命令に従わないとき、区は、氏名等を公表できることとします。

《考え方》

発生者が正当な理由なく勧告に従わない場合、区は発生者に対して命令ができることとします。また、正当な理由なく命令に従わない場合、発生者の氏名等を公表できることとします。

(1) 不良な生活環境の解消は、区による指導や勧告に従い発生者が自主的に行うことが原則です。しかし、発生者が正当な理由なく指導や勧告に従わない場合においては、期限を定めて必要な措置を取るよう命令できることとします。この命令については中野区行政手続条例が規定する、聴聞又は弁明の機会付与等の手続を行った上で実施します。

(2) 命令を受けた発生者が、期限までに正当な理由なく必要な措置を講じない場合は、命令の内容や当該命令内容が履行されなかったこと及び発生者の氏名等を公表できることとします。

なお、命令内容を履行しない理由が、発生者の精神的・身体的要因にある場合など、公表が必ずしも不良な生活環境の解消に結びつく有効な手段とはならない場合が想定されるため、その実施については慎重に判断するものとします。

9 代執行について

命令を受けた発生者が、正当な理由なく当該命令従わない場合は、区が、行政代執行法の規定による代執行を行うことができることとします（命令内容が、発生者に対して代替的作為義務を課すものであったとき）。

代執行に要した費用については、発生者から徴収することができることとします。

《考え方》

発生者が、蓄積された物品の撤去など、不良な生活環境の改善を命じられたにもかかわらず、正当な理由なく当該命令に従わない場合、区が代執行できることを規定します。

- (1) 区が発生者に命じた措置が、蓄積された物品の撤去や庭木の剪定など、発生者以外の者が代わって行うことのできる義務（代替的作為義務）を課すものであった場合、区が行政代執行法の規定による代執行ができることを規定します。
- (2) 行政代執行法では、条例等に基づき行政庁から命ぜられた行為を義務者が履行しない場合、当該行政庁は代執行を行い、義務者から費用徴収できると定められています。本条例による命令も、行政代執行法の対象になることを明確にするものです。

10 緊急安全措置について

区民の生命や身体、財産に危害が及ぶなど急迫した状況があるとき、区は命令等の手続を踏まずに、これらを回避するための必要最小限度の措置を行うことを可能とします。緊急安全措置を講じた場合は、事後、審査会に報告しなければならないものとします。

《考え方》

区が発生者に代わって措置を行う場合、前述のとおり勧告、命令等の手続を経て行う必要があります。しかし、直ちに改善措置を講じないと、区民の安全や衛生に重大な支障が及ぶ場合（蓄積された物品の崩落や倒壊など）においては、これらの手続を踏まずに、区が必要最小限の措置を行うことができることとします。

ただし、本来実施すべき手続を踏まずに実施されたものであるため、実施後に、区から審査会にその経緯等について報告するものとします。

1 1 代執行にかかる費用の減額免除について

発生者に資力のない場合や、今後の生活再建を著しく阻害するなどの場合、代執行にかかる費用を減額又は免除できることとします。この場合の基準を別途定めます。

《考え方》

代執行に要した費用は、原則、発生者から徴収するものですが、相当な理由が有る場合（発生者の収入や資産が一定水準以下であり、代執行の費用負担が発生者の生活再建を著しく阻害することが想定される場合など）は、減額又は免除ができる規定を設けます。

1 2 審査会について

不良な生活環境の解消等について審査するため、区長の附属機関として、学識経験者からなる審査会を設置します。

《考え方》

区による不良な生活環境の解消に向けた取組の公正性・公益性を確保するため、学識経験者から構成される審査会を設置します。

審査会の役割は、区長から諮問を受けた事項について審査し答申すること、区が行った緊急安全措置の報告を受けること、その他不良な生活環境の解消や防止に関する意見具申を区長に行うことなどです。

1 3 罰則（過料）について

正当な理由がないのに、区の職員による立入調査を拒否したり、調査のための質問に対し正しく答えなかった場合に、過料を科することができることとします。

また、代執行できない（他の者が代わって行えない）内容の命令に違反した者に対し、過料を科することができることとします。

《考え方》

職員による立入調査を正当な理由なく拒否した場合や妨害した場合、また、区による命令に違反した場合の罰則について規定します。

- (1) 調査に応じないケースでは、解決に向けたその後の取組の著しい支障となることから、悪質な場合は、罰則として過料を科することができることとします。
- (2) 命令には「動物への不衛生な給餌を停止すること」など、代執行できない内容のものも想定できます。発生者に命令内容を必ず守らせる必要があるため、罰則として過料を科することができることとします。